

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒 - -	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 - -
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒 - -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒 - -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒 - -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒 - -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追記はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 中 村 和 裕

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8 年 8 月 12 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～7	7,270,000 5,816,000	一括	1,454,000	53,529	16,802
1	20,000				
2	20,000				
3	30,000				
4	40,000				
5	10,000				
6	3,340,000				
7	3,810,000				
	</				



物 件 目 録

- 1 所 在 門真市上野口町
地 番 492番15
地 目 宅地
地 積 16.41平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3
- 2 所 在 門真市上野口町
地 番 496番6
地 目 宅地
地 積 16.70平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3
- 3 所 在 門真市上野口町
地 番 503番5
地 目 宅地
地 積 30.01平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3



物 件 目 録

4 所 在 門真市上野口町
地 番 505番3
地 目 宅地
地 積 40.00平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分10分の3

5 所 在 門真市上野口町
地 番 927番
地 目 宅地
地 積 3.12平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分10分の3

6 所 在 門真市上野口町
地 番 505番2
地 目 宅地
地 積 126.96平方メートル

所有者 A

7 所 在 門真市上野口町505番地2



物 件 目 録

家屋 番号 505番2

種 類 居宅・作業場

構 造 木・鉄骨造瓦葺2階建

床 面 積 1階 71.71平方メートル
2階 81.55平方メートル

(現況)

構 造 木・鉄骨造瓦葺3階建

床 面 積 1階 約83.21平方メートル
2階 81.55平方メートル
3階 約13平方メートル

所有者 A



5A0-3"

物 件 明 細 書

令和 8年 7月 3日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 中 村 和 裕

1 不動産の表示

【物件番号1～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

地役権

原 因 昭和35年4月1日設定

目 的 送電線路施設の保守運営のため

範 囲 全部

特 約 承役地に建造物等を施設し立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる一切の行為をしないこと

要役地 門真市古川町748番

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 門真市上野口町
地 番 492番15
地 目 宅地
地 積 16.41平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3
- 2 所 在 門真市上野口町
地 番 496番6
地 目 宅地
地 積 16.70平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3
- 3 所 在 門真市上野口町
地 番 503番5
地 目 宅地
地 積 30.01平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分10分の3



物 件 目 録

4 所 在 門真市上野口町
地 番 505番3
地 目 宅地
地 積 40.00平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分10分の3

5 所 在 門真市上野口町
地 番 927番
地 目 宅地
地 積 3.12平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分10分の3

6 所 在 門真市上野口町
地 番 505番2
地 目 宅地
地 積 126.96平方メートル

所有者 A

7 所 在 門真市上野口町505番地2



物 件 目 録

家屋 番号 505番2

種 類 居宅・作業場

構 造 木・鉄骨造瓦葺2階建

床 面 積 1階 71.71平方メートル
2階 81.55平方メートル

(現況)

構 造 木・鉄骨造瓦葺3階建

床 面 積 1階 約83.21平方メートル
2階 81.55平方メートル
3階 約13平方メートル

所有者 A



令和8年(ケ)第33号
令和8年3月17日受理
令和 年 月 日提出
18.5.29

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 門真市上野口町
地 番 492 番 15
地 目 宅地
地 積 16.41 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3

2 所 在 門真市上野口町
地 番 496 番 6
地 目 宅地
地 積 16.70 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3

3 所 在 門真市上野口町
地 番 503 番 5
地 目 宅地
地 積 30.01 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3

4 所 在 門真市上野口町
地 番 505 番 3
地 目 宅地
地 積 40.00 平方メートル
共有者 A 持分 10 分の 3



物 件 目 録

5 所 在 門真市上野口町
 地 番 9 2 7 番
 地 目 宅地
 地 積 3. 1 2 平方メートル
 共有者 A 持分 1 0 分の 3

6 所 在 門真市上野口町
 地 番 5 0 5 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 2 6. 9 6 平方メートル
 所有者 A

7 所 在 門真市上野口町 5 0 5 番地 2
 家屋 番号 5 0 5 番 2
 種 類 居宅・作業場
 構 造 木・鉄骨造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 1. 7 1 平方メートル
 2 階 8 1. 5 5 平方メートル
 所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	門真市上野口町57-26		
土地	物件1～6		
現況地目	☒ 宅地（物件6） ☒ 公衆用道路（物件1～5） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件7		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木・鉄骨造瓦葺3階建 ☒ 床面積：1階約83.21㎡、3階約13㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・作業場（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札 見当たらない
- (2) 郵便受け 表示なし

2 目的土地（物件1～5）の現況について

- (1) 目的土地（物件1～5）を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致するものと思われる。
- (2) 目的土地（物件1～5）は、後記(3)の部分を除いて、一体として目的建物等への進入路となる公衆用道路として使用されている。この進入路は、建築基準法上の道路ではない。
- (3) 目的土地（物件2）の北側部分は、建築基準法上の道路の一部となっている。
- (4) 目的土地（物件2）に次の地役権が設定されている。
 - ア 原因 昭和35年4月1日設定
 - イ 目的 送電線路施設の保守運営のため
 - ウ 範囲 全部
 - エ 特約 承役地に建造物等を施設し立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる一切の行為をしないこと
 - オ 要役地 門真市古川町748番

3 目的土地（物件6）の現況について

- (1) 目的土地（物件6）を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致するものと思われる。ただし、目的土地については、法務局に残地計算された地積測量図しか備え置かれていないため、正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 目的土地（物件6）は、目的建物の敷地として使用されている。
- (3) 目的土地（物件6）は、建築基準法上の道路に接面していない。

4 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりであり、1階北東部分及び3階に増築がある。3階は、屋根裏部屋であり、収納式の階段が設置されている。
- (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が残置されている。また、目的建物の1階には、機械器具が複数残置されているが、製造時期、保守状況等を考慮し、評価人と協議の上、無価値であると判断した。
- (4) 目的建物の1階北東側増築部分と北西側屋外物置（その上部の2階ベランダ部分）は、目的土地（物件6）の北側隣地（里道）にはみ出している。また、目的建物の東側に設置されている工作物（物置）は、目的土地（物件6）の東側隣地（里道）にはみ出している。
- (5) 目的建物の西側から目的土地（物件4）にわたって、事業で使用していたものと思われる工作物（鉄骨）が設置されている。この工作物の西側の支柱は、目的土地（物件4）内に存在するものと思われるが、境界付近に存在するため、正確には専門家による調査等を要する。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債務者兼所有者	目的建物は、従前、私の配偶者の父親が使用していましたが、現在は空き家の状態です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月18日 10:05-10:20	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 3月18日 10:25-10:30	中之島図書館	物件確認
8年 3月19日 9:20-9:55	門真市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
8年 3月19日 10:10-10:40	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 3月19日	執行官室	照会書送付（債務者兼所有者）
8年 3月19日	執行官室	照会書送付（関西電力送配電）
8年 3月23日 13:15-13:30	大阪法務局北出張所	法人調査
8年 3月26日 11:55-12:05	物件所在地	在宅要請（不在）、照会書投函
8年 4月 6日 13:00-13:10	執行官室	債務者兼所有者から電話聴取
8年 4月30日 8:50-10:10	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年4月30日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

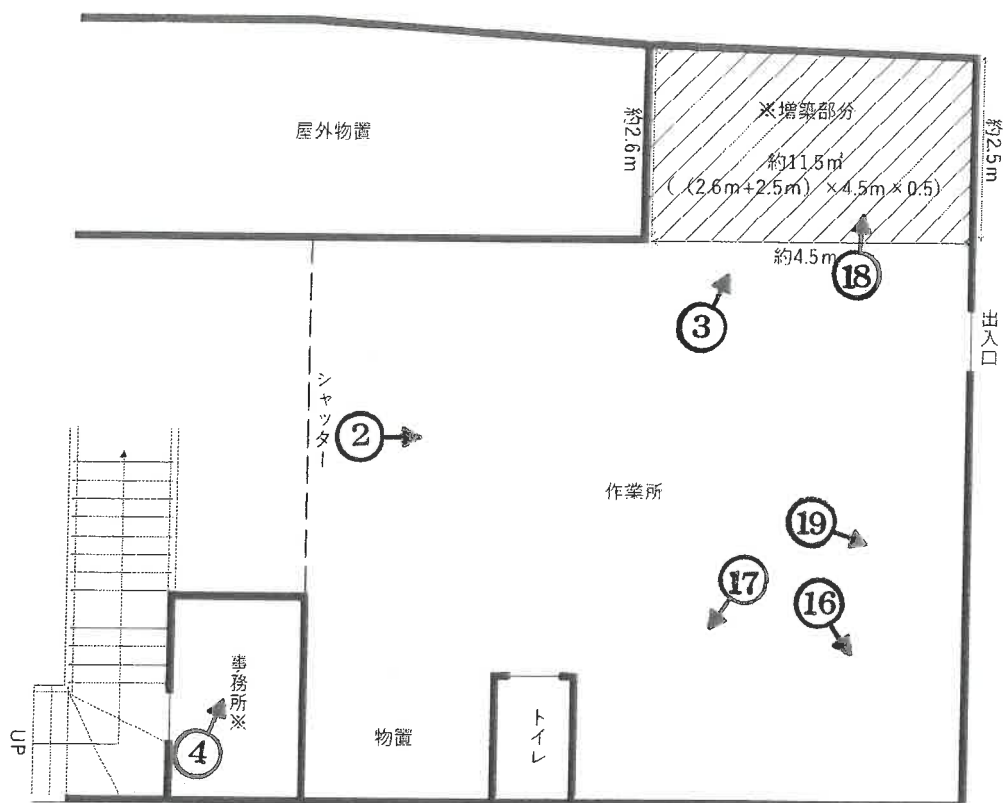
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



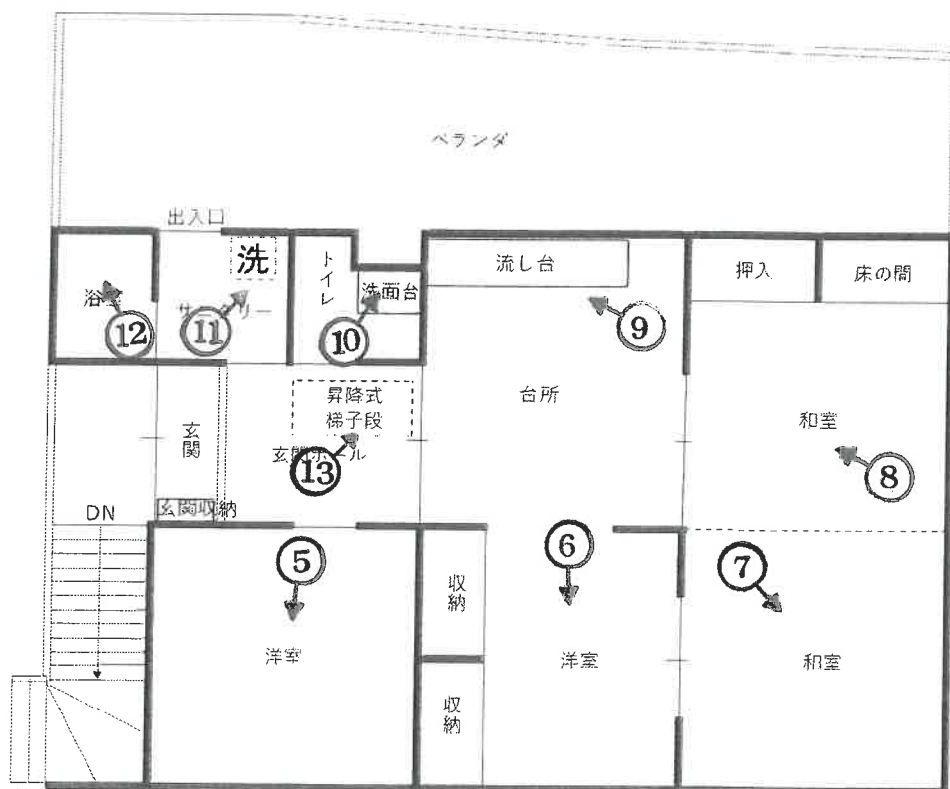


【1階平面図】



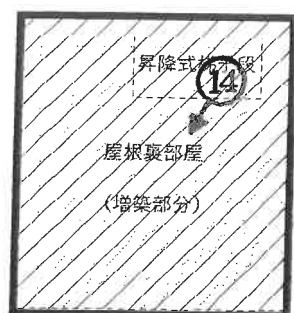
※事務所は中2階に所在し、1階部分は物置として利用されている。

【2階平面図】



(←○写真撮影場所・方向)

【3階平面図】



※3階部分は増築箇所である。

推定面積：約13㎡
(約3.6m×約3.6m)



(←○写真撮影場所・方向)

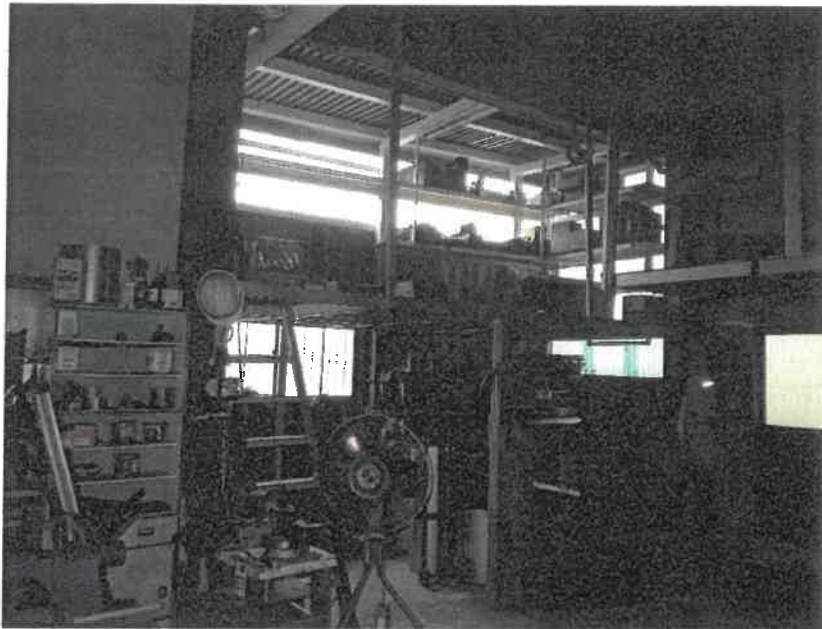


①

目的建物



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬

屋根裏部屋への収
納式階段



⑭

屋根裏部屋



⑮

目的建物の東側に
存在する工作物
(物置)



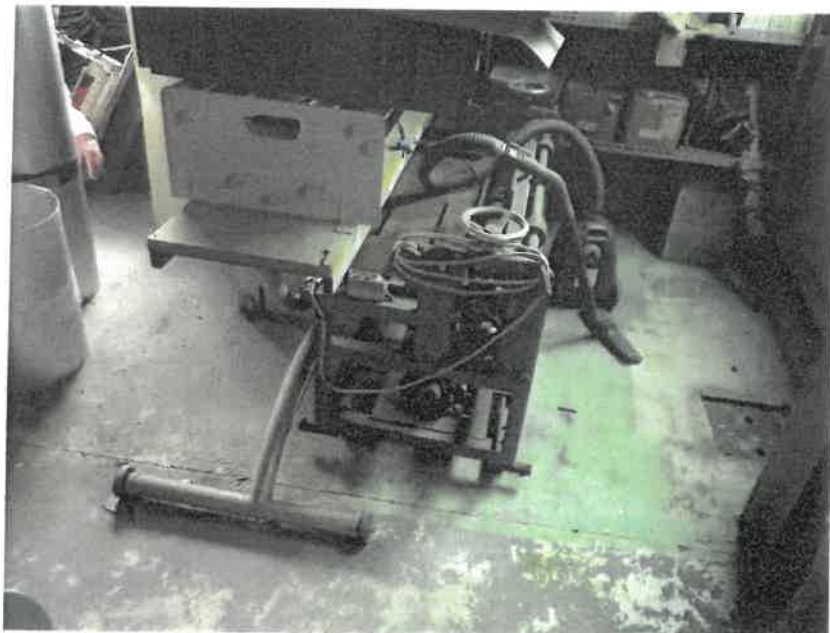
⑯

目的建物の1階に
存在する機械器具



⑰

目的建物の1階に
存在する機械器具



⑱

目的建物の1階に
存在する機械器具



⑲

目的建物の1階に
存在する機械器具



⑳

目的建物からはみ
出す形で設置され
ている鉄骨

目的土地のうち公
衆用道路部分



②1

目的土地のうち公衆用道路部分



②2

目的土地（物件2）



②3

目的建物の北側部分がはみ出している里道部分

令和8年（ケ） 第33号

令和8年4月30日 現地調査

令和8年5月11日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

池木 俊博

第1 評価額

一 括 価 格		
金 7, 270, 000円		
内 訳 価 格		
物件 1	金	20, 000円
物件 2	金	20, 000円
物件 3	金	30, 000円
物件 4	金	40, 000円
物件 5	金	10, 000円
物件 6	金	3, 340, 000円
物件 7	金	3, 810, 000円

- 1 一括価格は、物件 1 乃至物件 7 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 6 の内訳価格は物件 7 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 7 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況																				
1 5 6	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	物件1乃至物件5の地目については特記事項のとおり																				
7	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	物件7の構造・床面積については特記事項のとおり																				
番号	特 記 事 項																						
1 5 6	■物件1乃至物件5の地目について 物件1乃至物件5は公簿地目が「宅地」であるが、現地実査によると、現状は不特定多数の通行の用に供する私道として利用されており、地目は「公衆用道路」となる。 ■地積について 現地での概測の結果、概測面積は全部事項証明書（土地）記載の数量と概ね一致することを確認した。なお、境界等を明示するものを確認できない状況での概測には限界があるため、正確な地積を確定するには専門家の測量が必要である。 ■物件2の地役権について 物件2（地番：496番6）には送電線路施設の保守運営のための地役権が設定されている。範囲は全部、特約として「承役地に建造物等を施設し立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる一切の行為をしないこと」が記載されている。要役地は門真市古川町748番である。																						
7	■構造について 現地調査の結果、公簿上の構造が「木・鉄骨造瓦葺2階建」となっているが、現況の構造は「木・鉄骨造瓦葺3階建」である。 ■床面積について 現地調査の結果、現況の床面積と登記の床面積が異なることを確認した。詳細については下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現況面積</th><th>登記面積</th><th>相違面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td><td>約83.21㎡</td><td>71.71㎡</td><td>約11.50㎡</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>81.55㎡</td><td>81.55㎡</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3階</td><td>約13㎡</td><td>—</td><td>約13㎡</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約177.76㎡</td><td>153.26㎡</td><td>約24.50㎡</td></tr> </tbody> </table> なお、限られた条件の中での概測であるため、正確な建物の位置、形状及び床面積を確定するには専門家の測量が必要である。 ■目的建物1階の機械器具について 目的建物の1階には機械器具が複数設置されているが、当該機械器具に関しては製造時期、保守状況等を考慮して無価値であると判断した。				現況面積	登記面積	相違面積	1階	約83.21㎡	71.71㎡	約11.50㎡	2階	81.55㎡	81.55㎡	—	3階	約13㎡	—	約13㎡	合計	約177.76㎡	153.26㎡	約24.50㎡
	現況面積	登記面積	相違面積																				
1階	約83.21㎡	71.71㎡	約11.50㎡																				
2階	81.55㎡	81.55㎡	—																				
3階	約13㎡	—	約13㎡																				
合計	約177.76㎡	153.26㎡	約24.50㎡																				

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至物件6）

位置・交通	京阪本線 大和田駅 南東方 道路距離 約900m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	一般住宅、併用住宅等が建ち並ぶ住工混在地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	国道163号から50m以内	国道163号から50m超
		準工業地域 第二種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	・立地適正化計画：居住誘導区域、大和田駅周辺都市機能誘導区域 ・宅地造成等工事規制区域 ・日影規制（2中専）：4m/4h-2.5h ・水害ハザードマップ 寝屋川・古川 洪水リスク 想定浸水深：0.5m未満 淀川 ハザードマップ 想定浸水深：0.5m～3.0m未満	
画地条件	規模	158.83㎡（左記の内、有効宅地面積約126.96㎡、 道路負担面積：約31.87㎡≒106.24×3/10）	
	形状	ほぼ長方形（有効宅地部分）	
	間口・奥行	間口約10m・奥行約13m（有効宅地部分）	
	高低差等	道路とほぼ等高に接面、平坦地	
接面道路の状況	西側	有効宅地部分（物件6）は西側で幅員約3～3.8m私道（建築基準法第42条に規定されている道路ではない）に接面する。 物件1乃至物件5の道路部分は、北側で幅員約5mの私道（建築基準法第42条1項5号道路）に接続する。物件2の一部は当該幅員約5mの私道の道路負担部分となっている。	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	戸建住宅の敷地	
	東側	店舗・作業所等	
	西側	道路	
	南側	戸建住宅	
	北側	駐車場	
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地に関連する土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者、宅地・田の地目が確認された。過去の住宅地図によると、昭和38年では空地、昭和50年頃では材木置場等、その後、目的建物の敷地として利用されている。現況は金属加工を含む作業所として利用されている。現在、対象物件が所在する街区に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定はない。以上から、目的土地については土壌汚染の可能性に関しては不明であり、確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		

特 記 事 項	(1) 目的建物の越境 敷地北側において、目的建物1階の増築部分及び屋外物置部分並びに2階のベランダ部分が北側隣接地（里道）に越境している可能性がある。また、敷地の東側に設置されている物置（工作物）が東側隣接地（里道）に越境している可能性がある。 (2) 物件4の上空に工作物（鉄骨）が設置 目的建物（物件7）の西側から物件4の上空に、事業で使用されていたものと思われる工作物（鉄骨）が設置されている。この工作物の西端の支柱が隣接地との境界付近に設置されているが、当該支柱が隣接地へ越境しているか否かは不明である。 (3) 有効宅地部分（物件6）の接面道路について 有効宅地部分（物件6）の接面道路（物件1乃至物件5）は、本件所有者が所有権持分10分の3を共有する私道である。当該道路は建築基準法第42条に規定されている道路ではない。門真市役所での聴聞によると、目的土地において再建築する場合にあたっては、当該道路は「建築基準法第43条第2項第2号許可の運用方針」に適合して接道要件を満たす可能性がある。ただし、当該許可の確定的な情報に関しては現時点では不明であり、具体的な建築プランを作成したうえで、建築審査会の同意を得る必要がある。なお、ライフラインの再設置などのために私有地部分の所有者の承諾を得る必要があるなど、建築計画を実施するためには課題事項が存在する。 (4) 物件2の地役権について 前述のとおり、物件2には地役権が設定されている。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件7）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和59年12月8日新築
	経過年数	約41年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	木・鉄骨造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	吹付、タイル貼等
	内 壁	塗壁等
	天 井	ボード等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水、衛生等
	その他	1階スケルトン仕様の作業所 3階は屋根裏部屋となっており、2階玄関ホール付近に収納式の階段が設置されている。
床面積（現況）	延 177.76㎡ 前記のとおり1階及び3階において登記数量と異なる箇所が存在する。本件評価では現況数量を採用する。	
現況用途等	階 層	3階建（左記は現況、公簿上は2階建）
	現況用途	居宅・作業場
	間取り	後記、「間取略図」参照
品 等	普通	
保守管理の状態	概ね普通程度。経年相当の劣化及び損耗が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。	
特 記 事 項	①建築計画概要書により建築確認申請の交付を確認できたが、検査済証の交付を確認できなかった。1階増築部分の耐火性能や増築部分等を含めた建蔽率に関して、建築関連法令に適合していない可能性がある。 ②アスベスト建材の使用の有無等については不明であり、アスベスト使用の有無等の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ③設備等の稼動の状況を確認したものではない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1乃至物件6（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 ※1 イ	地積 (㎡) ※2 ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1 (道路負担)	131,000	0.05	4.92	-	32,000
2 (道路負担)	131,000	0.05	5.01	-	33,000
3 (道路負担)	131,000	0.05	9.00	-	59,000
4 (道路負担)	131,000	0.05	12.00	-	79,000
5 (道路負担)	131,000	0.05	0.94	-	6,000
6 (有効宅地)	131,000	0.91	126.96	0.90	13,621,000
計			158.83	-	13,830,000

※1 物件1乃至物件5の私道負担部分の個別格差を0.05と判断した。

※2 物件1乃至物件5の地積は、公簿数量に所有権持分10の3を乗じて求めた。(小数点3位を四捨五入)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 門真-17

公示価格等 136,000円/㎡ × 時点修正 101.0/100 × 標準化補正 100/101 × 地域格差 100/104 ÷ 標準画地価格 131,000円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

方位+1

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
1.03	1.01	1.00	1.00	1.04

幅員+3 駅距離+1

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
0.91	1.00	1.00	1.00	0.91

接道条件-10 方位+1

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件7（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
7	180,000	177.76	0.03	960,000

ウ 現価率

経過年数 約41年
経済的残存耐用年数 約0年
観察減価 50%
残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数0年 / (経過年数41年 + 経済的残存耐用年数0年) } × (1 - 0.5)
≒ 0.03

※観察減価は建築関連法令に関する不適合の可能性、中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
6 (有効宅地)	13,621,000	0.50	法定地上権	6,811,000

※ 私道負担部分を除く

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1 (道路負担)	32,000	—		0.70	0.70		20,000
2 (道路負担)	33,000	—		0.70	0.70		20,000
3 (道路負担)	59,000	—		0.70	0.70		30,000
4 (道路負担)	79,000	—		0.70	0.70		40,000
5 (道路負担)	6,000	—		0.70	0.70		10,000
6 (有効宅地)	13,621,000	－ 6,811,000		0.70	0.70		3,340,000
7	960,000	＋ 6,811,000	1.00	0.70	0.70	0	3,810,000
一括価格 (合計)							7,270,000

* 物件5の評価額は競売評価実務上の備忘価額である。

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

土壌汚染の可能性 (▲5%)、アスベスト使用の可能性 (▲5%)、越境の可能性に関する要因 (▲10%)、建物の汎用性が劣ること (▲10%) を考慮して、市場性修正を (総合：総和) ▲30% と査定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 門真-17

所 在 : 門真市大池町641番39「大池町33-19」
価 格 : 136,000円/㎡
位 置 : 京阪本線 大和田駅 南方 約800m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 68㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 西 5m 私道
用途指定等 : 第一種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 小規模住宅のほかにアパートが見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	:	非課税
物件2	:	非課税
物件3	:	非課税
物件4	:	非課税
物件5	:	非課税
物件6	:	10,664,640円
物件7	:	2,046,127円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図 (写)
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

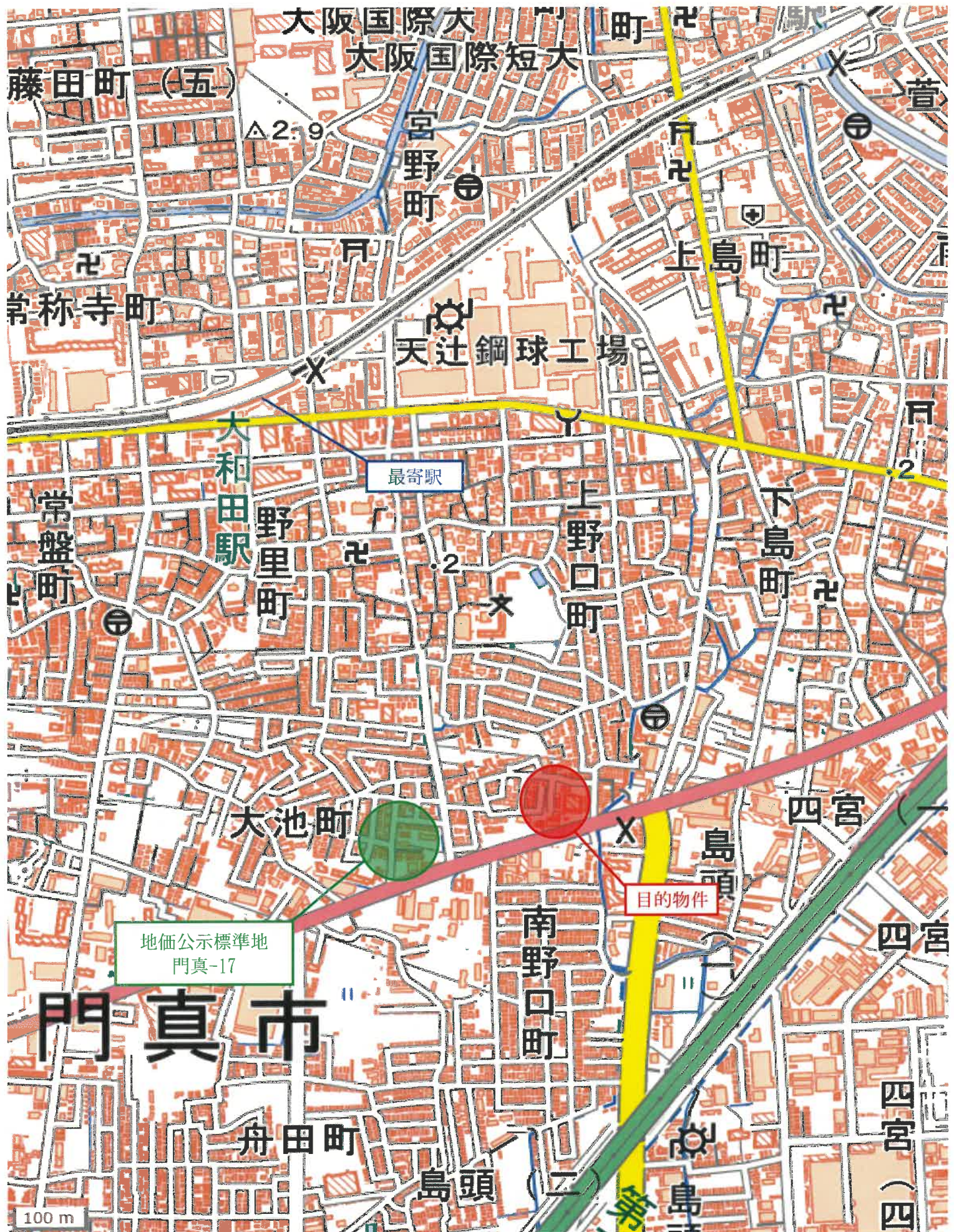
- 1 所 在 門真市上野口町
地 番 492番15
地 目 宅地
地 積 16.41平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 2 所 在 門真市上野口町
地 番 496番6
地 目 宅地
地 積 16.70平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 3 所 在 門真市上野口町
地 番 503番5
地 目 宅地
地 積 30.01平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 4 所 在 門真市上野口町
地 番 505番3
地 目 宅地
地 積 40.00平方メートル
共有者 A 持分10分の3

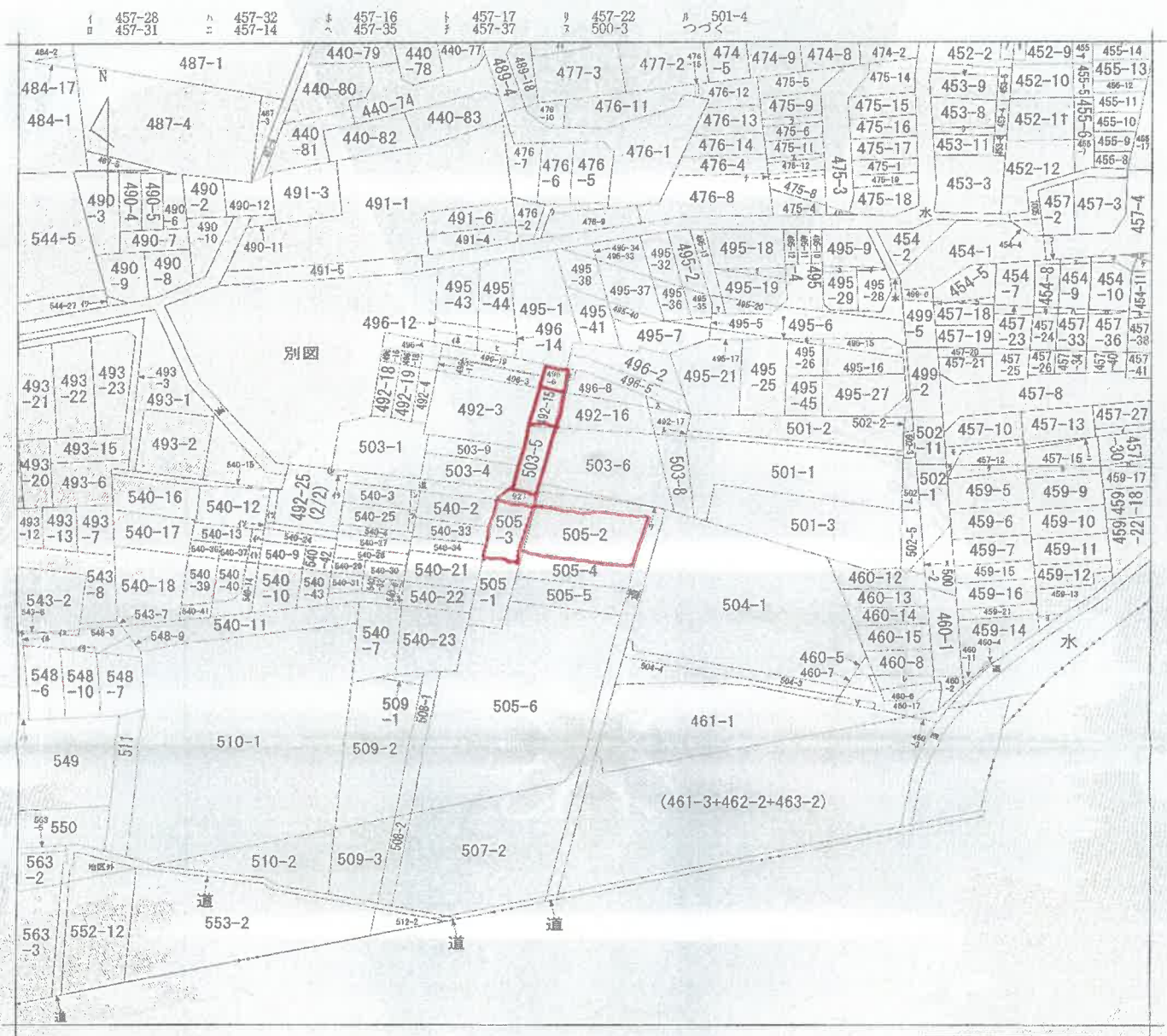


物 件 目 録

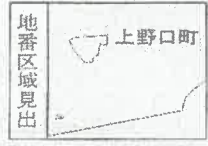
- 5 所 在 門真市上野口町
地 番 9 2 7 番
地 目 宅地
地 積 3. 1 2 平方メートル
共有者 A 持分10分の3
- 6 所 在 門真市上野口町
地 番 5 0 5 番2
地 目 宅地
地 積 1 2 6. 9 6 平方メートル
所有者 A
- 7 所 在 門真市上野口町5 0 5 番地2
家屋 番号 5 0 5 番2
種 類 居宅・作業場
構 造 木・鉄骨造瓦葺2階建
床 面 積 1階 7 1. 7 1 平方メートル
2階 8 1. 5 5 平方メートル
所有者 A







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	門真市上野口町			地番	505番2		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	令和8年1月6日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局守口出張所管轄)

令和8年1月6日

さいたま地方方法務局草加出張所

登記官

請求番号：8-1

(1/2)

ラ 502-8
カ 503-7
ラ 459-8
カ 459-20
ラ 459-4
カ 460-10
ラ 460-18
カ 540-26
ラ 540-5
カ 475-13
ラ 475-10
カ 475-7
ラ 476-3
カ 452-16
ラ 452-15
カ 453-7
ラ 453-10
カ 454-14
ラ 454-18
カ 454-3
ラ 454-6
カ 454-16
ラ 454-17
カ 455-15
ラ 495-23
カ 495-24
ラ 495-30
カ 495-31
ラ 495-22
カ 495-8
ラ 495-15
カ 497-11
ラ 496-7
カ 496-9
ラ 540-19
カ 477-4
ラ 457-5
カ 475-2
ラ 496-20
カ 496-13
ラ 540-35
カ 540-38
ラ 543-3
カ 543-11
ラ 548-2
カ 546-8
ラ 548-1
カ 490-1
ラ 493-19
カ 493-5
ラ 1009
カ 1008
ラ 540-8
カ 540-1

請求番号：8-1
(2/2)

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和46年8月23日

新復 492-3

1280654

神 聖

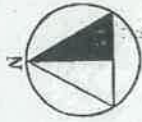
15-16-17

土地の所在

昭和46年 8 月 18 日

申請人

明 46.8.23



記 帳	底 面	二 倍	面 積	除 計	10.72
492-20	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-15	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-17	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-18	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-19	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-21	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-22	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-23	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-24	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-25	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-26	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-27	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-28	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-29	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-30	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-31	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-32	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-33	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-34	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-35	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-36	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-37	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-38	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-39	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-40	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-41	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-42	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-43	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-44	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-45	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-46	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-47	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-48	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-49	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-50	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-51	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-52	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-53	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-54	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-55	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-56	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-57	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-58	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-59	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-60	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-61	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-62	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-63	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-64	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-65	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-66	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-67	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-68	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-69	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-70	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-71	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-72	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-73	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-74	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-75	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-76	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-77	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-78	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-79	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-80	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-81	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-82	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-83	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-84	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-85	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-86	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-87	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-88	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-89	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-90	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-91	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-92	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-93	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-94	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-95	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-96	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-97	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-98	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-99	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72
492-100	10.47	21.94	43.88	87.76	10.72

(四 五)

(日) 本 邦 産 物 出 産 地 別 年 報

~~1/200~~

整理番号: H11883-1

A4サイズに縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局守口出張所管轄)
令和8年2月17日 さいたま地方法務局川口出張所

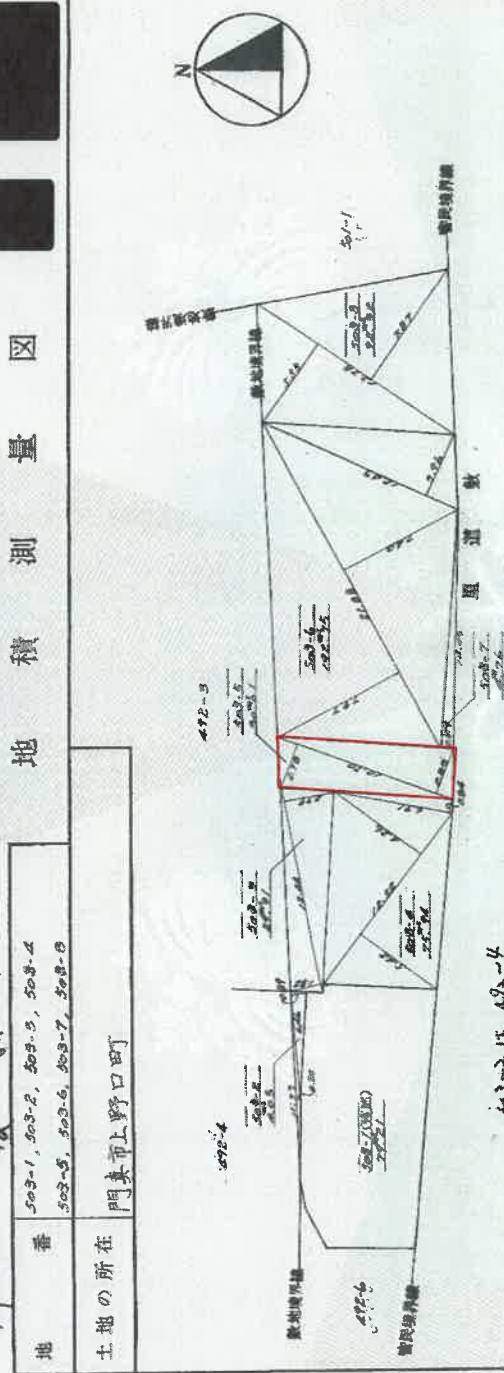
さいたま地方方法務局川口出張所

整理番号: H11883-3

- 16 -

 $\frac{1}{500}$ $\frac{1}{500}$

(目錄)



比 率	底 辺	通 線	積
503-1	407.000	487.700473	77.811825
	4.76	0.787	8.74742
	11.27	0.800	2.384
503-2		倍 面 積	7.1022
		二	4.0217
	12.44	2.72	37.7556
	14.14	1.92	17.4608
503-3		倍 面 積	17.39364
		除	27.3182
	12.52	3.42	87.81864
	12.52	4.722	78.2722
	14.81	0.102	4.4622
503-4		倍 面 積	12.2770
		二	75.8099

比 率	底 辺	通 線	積
503-5	10.70	2.78	27.746
	12.100	1.82	20.001
	40.027		30.66125
503-6	81.180	7.57	176.3072
	11.100	7.40	181.512
	12.100	9.56	407.2208
503-6		倍 面 積	200.5194
		除	102.7022
	16.00	0.677	8.43025
503-7		除	2.767728
	12.70	5.43	76.0024
	12.70	2.107	103.6166
503-8		倍 面 積	126.4320
		二	95.19260

			計
			95.19260

503-217 492-4
15/8/83

測

前 503 新 503-1、492-4 503-3 ~ 503-8
1280720

番
503-1, 503-2, 503-3, 503-4
503-5 503-6, 503-7, 503-8

門真市上野口町

作 製 年 月 日

和 46 年 8 月 10 日

人請申

16.8.23

登記年月日：昭和59年9月3日

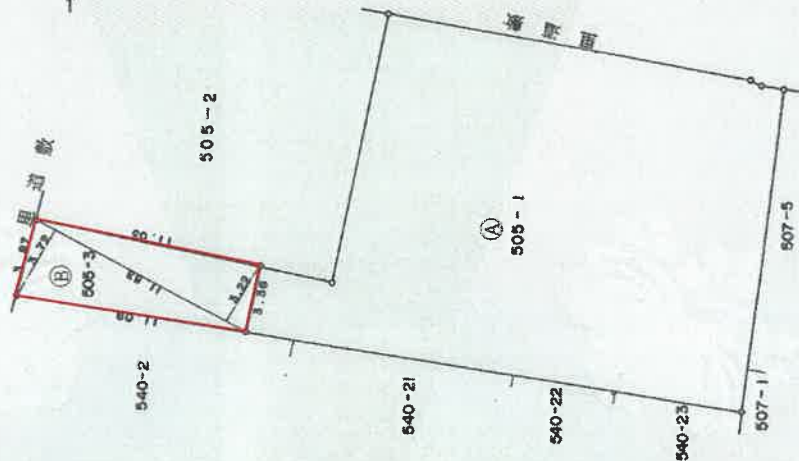
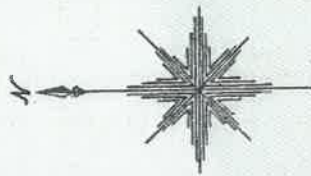
1280726

地積測量図

地番 505-1, 505-3

土地の所在 門真市上野口町

昭59.9.3



** サツシ キロセキヒョウ **

サハツ	NO	テイハ	タカサ	ハヤヒキ	キセキ
505-3	1	11.53	3.72	42.8916	
(B)	2	11.53	3.22	37.1266	
			テイ	80.0182	
			1/2	40.0091	40.00㎡
505-1	(A)		コウサ	337.8152	
			リカサ	40.0091	
			サツシ	297.8061	297.80㎡

作製者

申請人

縮尺 1/250

昭和59年9月1日作成

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局守口出張所管轄)
昭和59年2月17日 さいたま地方法務局川口出張所

登記官

登録番号：H11863-4

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和59年11月21日

1280865

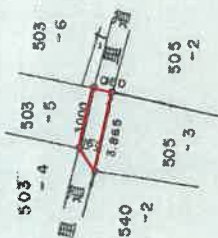
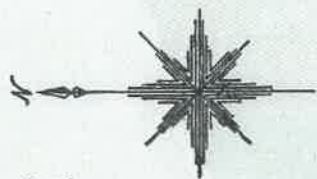
兼
図
測
量
所
在
地
士
地

地
番

927-527

土地の所在

門真市上野口町



求 積

$$\frac{(3.865 + 3.000) \times 0.910}{2} = 3.123575$$

地 積

$$3.12 \text{ m}^2$$

作 製 者

申 請 人

縮尺

$$\frac{1}{250}$$

（昭和59年11月15日作成）

整理番号：H1883-5

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和59年9月3日

1280727

地積測量図

505-2 新築

地番

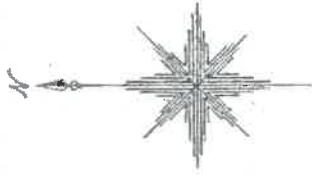
505-2, 505-4

土地の所在

門真市上野口町

** サンシヤ キロバキヒヨウ **

チハツ	NO	チイハツ	タカサ	ハツバキ	チバキ
505	1	14.07	4.26	59.9382	
505	2	14.07	4.30	60.5010	
505	4		キイ	120.4392	60.21㎡
505			1/2	60.2196	
505			コウホ	187.1848	
505			ソウタイ	60.2196	
505			サンチ	126.9652	126.96㎡



作製者

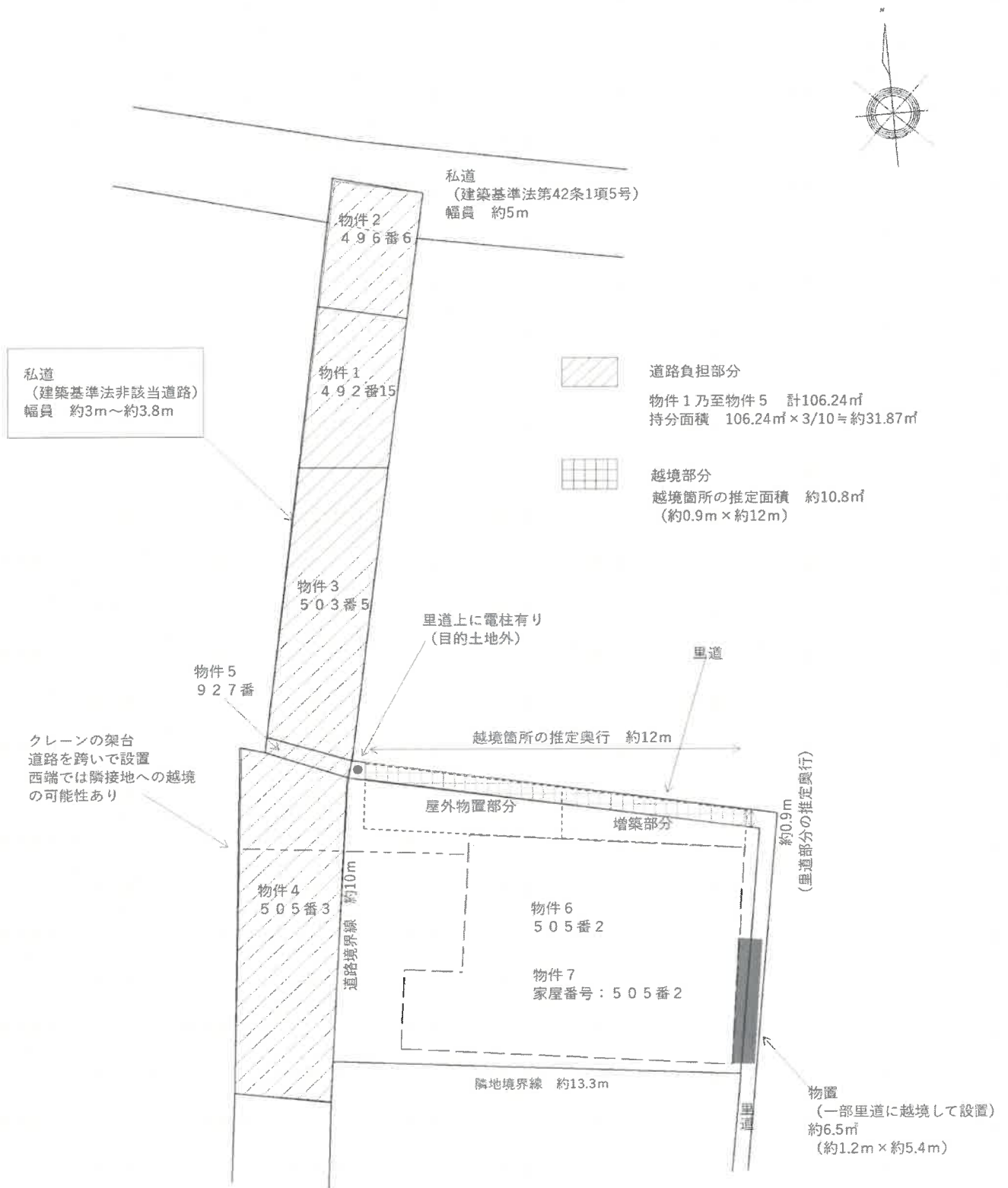
申請人

縮尺

1/250

(昭和59年9月1日付)

土地建物位置関係図



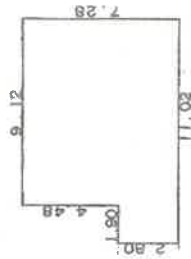
登記年月日: 昭和59年12月15日

各階平面図 4281222

建物図面 59.12.15

家屋番号	505番2
建物の所在	門真市上野口町505番地2

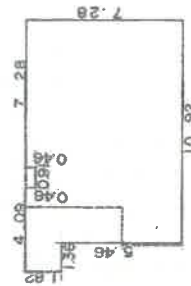
1 階



** 2カメビキ **

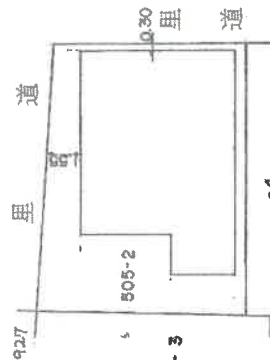
4.48X 9.12= 40.8576
2.80X 11.02= 30.8560
51 71.7136
71.71 m²

2 階



** 2カメビキ **

1.82X 1.36= 2.4752
7.28X 2.73= 19.8744
6.82X 0.91= 6.2062
7.28X 7.28= 52.9984
51 81.5542
81.55 m²



作製塔

59年12月14日作製

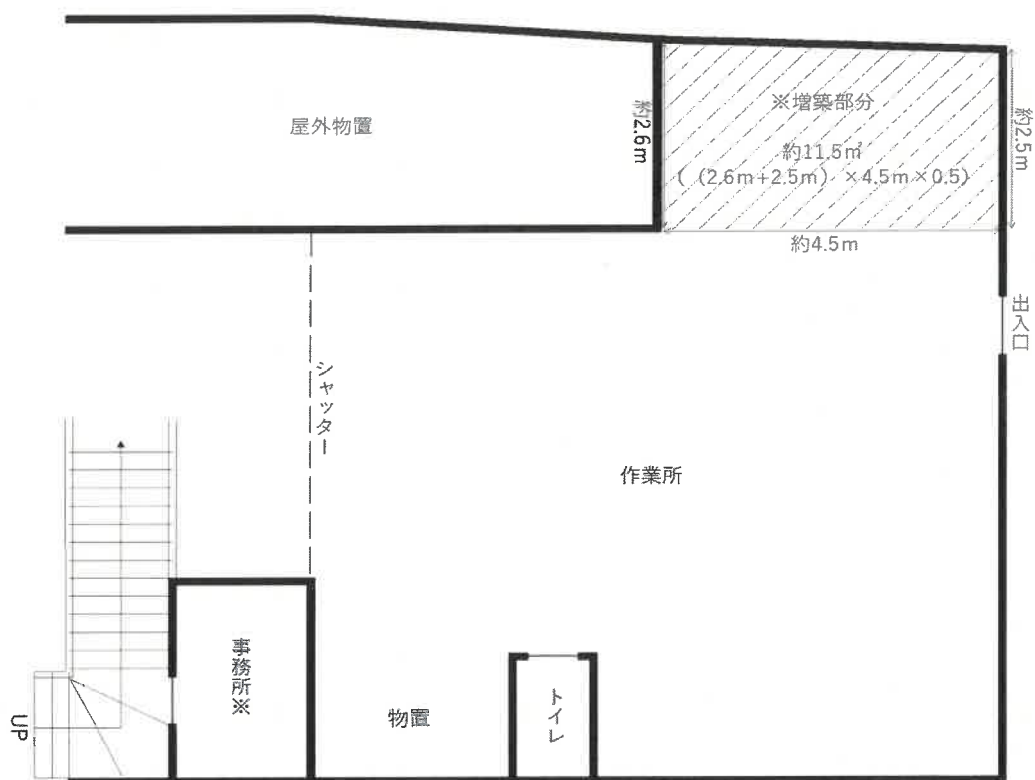
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

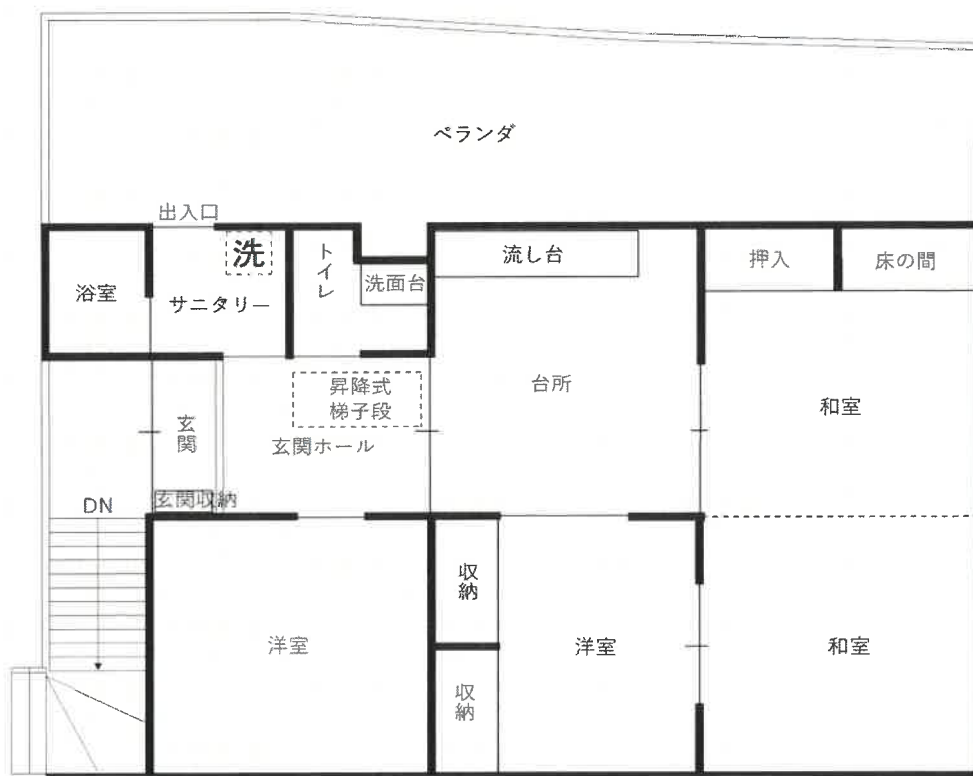


【1階平面図】

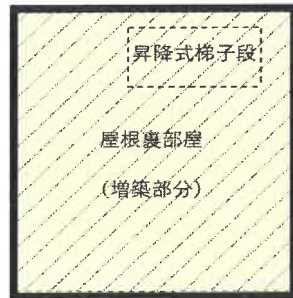


※事務所は中2階に所在し、1階部分は物置として利用されている。

【2階平面図】



【3階平面図】



※3階部分は増築箇所である。

推定面積：約13㎡
(約3.6m × 約3.6m)